

【 店 舗 名 】 における

事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ営業を継続するため、営業の場面に応じて発生するおそれがある感染リスクへの対応を別紙のとおり実行します。
経営者及び従業員はこの内容を理解し、状況に応じて修正します。

<施設概要> ※施設概要については、各事業者で記入してください。

店名	
所在地	
事業者名	
事業概要	
従業員数	全 人（通常の出勤人数 人）
営業時間	: ~ : 、 : ~ :
主な感染予防対策	

学習塾・各種教室向けチェックリスト（共通事項）

1. 生徒への感染拡大予防対策

（生徒の体調確認）

- 発熱（37.5度以上）や咳、咽頭痛等の症状のある生徒には来所いただかないよう掲示する。
- 来所時に生徒の体調確認を行い、発熱や咳、咽頭痛等の症状のある生徒の来所をお断りする。
（体調確認方法） ※実施しているもの全てにチェック
 - 非接触型体温計を設置し、検温依頼 従業員が個別聞き取り 受付票の提出依頼
 - その他（ ）

（生徒のマスク着用）

- 入所時に生徒がマスク（不織布製を推奨。以下同じ。）を着用していることを確認、飲食等で必要な場合以外はマスクを着用するよう要請する。

（配布用マスク）

- マスクを持っていない生徒に備えて、提供できるマスクを用意

（入口での消毒）

- 出入口や所内各所に手指の消毒設備を設置し、生徒入所時等に手指消毒を要請する。

（消毒設備の内容）

- アルコール消毒液（濃度60%～90%のものに限る）
（濃度： %）（商品名： ）

（生徒と対面となる際の対策）

- 受付等の生徒と対面となる場所での飛沫感染防止措置をする。
（対面となる場所） ※所内にあるものにチェック
 - 受付 会計場所 応接室
 - その他（ ）
（具体的な方法） ※実施しているものにチェック
 - アクリル板や透明ビニールカーテンで遮蔽（サイズ：人の頭より高い）
 - 生徒と従業員のマスク着用徹底 その他（ ）

（手続き待ちの密集回避）

- 受付や会計手続き待ちの生徒が密集しないよう、来所者同士の人と人との距離（フィジカルディスタンス）を1m以上確保する。
（具体的な方法） ※実施しているものにチェック
 - シール等で立ち位置を示す（隣の列とも間隔を確保） 注意喚起の案内表示
 - 待機場所を分散する 呼出し制 その他（ ）

（支払い・徴収）

- 支払い・徴収時の感染症対策をする。
（具体的な方法） ※実施するもの全てにチェック
 - キャッシュレス決済の導入 トレイによる受け渡し その他（ ）

（生徒への連絡）

- 万が一の感染者発生に備えて、感染情報の生徒への連絡方法を確保する。
（具体的な方法） ※実施しているもの全てにチェック
 - 生徒の連絡先を受領し、個別連絡（利用状況を1ヶ月以上保管）
 - とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの登録、掲示、案内
 - その他（ ）

（注意喚起）

- 以下のような注意喚起を全て実施する。
 - ・施設内での手指消毒 掲示 口頭案内 その他（ ）
 - ・施設内でのマスク着用 掲示 口頭案内 その他（ ）
 - ・施設内で大声での会話は控える 掲示 口頭案内 その他（ ）

（サービスの変更・中止） ※従前から実施していない場合はチェック不要

- 感染予防のため、サービス内容の変更や中止を行い、掲示する。
（中止したサービス： ）

2. 施設の管理

(換気)

- 開所前、営業中、営業後に網戸のある窓を開けるなど、所内の十分な換気をする。
※施設全体の空気が入れ替わるよう空気の流れを作る

(開所前・後の換気方法) ※実施するもの全てにチェック

- 所内の入口・ドア・窓を開放 (開放箇所)
 換気扇を稼動 (換気扇台数 台、 台) ※部屋ごとに記載
 サーキュレーターを設置して稼動 (サーキュレーター 台)
 その他 ()

(営業中の換気方法) ※実施するもの全てにチェック ※黒丸のどちらかは必須

- 所内のドア・窓を開放 (開放箇所 、頻度 時間に 回/常時/その他)
 (開放箇所 、頻度 時間に 回/常時/その他)

◆換気の頻度は30分に1回、5分程度の開放が必要

- 換気扇を稼動 (換気扇台数 台、 台) ※部屋ごとに記載

◆換気量は所内の滞在人数(従業員含む)1人につき毎時30m³以上を確保

換気量合計 (m³/時間) ÷ 滞在人数 (人) = (m³) > 30m³

※換気扇の換気量は、製品の取扱説明書等に記載があります。不明な場合は設置業者等に確認、型番等をインターネットで検索することで確認することができます。

※換気量は下表に記載して計算してください。

- サーキュレーターを設置して稼動 (サーキュレーター 台)
 CO₂センサーを設置して二酸化炭素濃度1000ppmを超えないことを確認
 その他 ()

<換気扇の換気量>

設置場所	換気扇型番	換気量 (m ³ /時間)	台数	計
合計				

- (換気扇がある場合) 換気扇を定期的に点検する。
頻度 (に 回)

(拭き取り清掃・消毒)

- 多くの生徒が触れる部分は定期的に拭き取り及び消毒液による消毒をする。

(消毒する箇所) (頻度 に 回) ※所内にあるもの全てにチェック

- カウンターテーブル 筆記用具 ドアノブ 手すり
 自動販売機 ロッカー取っ手 待合椅子 テーブル
 トイレドアノブ トイレ洗浄レバー 会計カウンター 電話
 パーティション その他 ()

(具体的な消毒方法)

- アルコール消毒液 (濃度60%~90%) 次亜塩素酸ナトリウム (濃度0.05%)
 界面活性剤含有の洗浄剤 次亜塩素酸水 (厚生労働省が示す使用上の注意を遵守の上)
 その他 ()

(手洗い後)

- 共通のタオルを禁止し、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- ペーパータオルの設置 個人のタオル等の使用
 定期的な清掃・消毒を行っているハンドドライヤーの使用 (清掃・消毒の頻度:)

(ゴミ)

- ごみを回収し一時保管する場合は、ビニール袋に入れて密封保管する。
 ゴミ出しをする者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手洗いを。
 ペーパータオルのゴミは、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- ゴミはゴミ箱に入れ密閉する。
 蓋がない場合は、お客様使用の都度、ゴミを回収する。

(トイレの掲示)

- 以下のような注意喚起等の掲示をする。

○ トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施する。

3. 従業員の感染拡大予防対策

(従業員の体調確認)

- 出勤前に体温を計測させ、発熱（37.5度以上）や風邪症状（咳やのどの痛みなど）の症状がある場合は自宅待機とする。

(従業員の体調確認方法)

- 体調不良時の申し出制度
 毎日の体調報告制度
 その他（ ）

(就業制限)

- 感染した従業員や濃厚接触者として判断された従業員の就業を禁止する。

(マスク)

- 接客時など、所内では常時マスクを着用する。（食事等の必要最低限の機会を除く）

(手指消毒)

- 接客時等の手指消毒や手洗いを徹底する。

(具体的な頻度)

- 会計で金銭やカード等を受け渡した後
 従業員間で共有する事務用品を使用する前後
 生徒が使用した備品等に触れる前後
 その他（ ）

(従業員間のフィジカルディスタンス)

- 複数の従業員が同室で業務を行う場合は、従業員同士のフィジカルディスタンスを確保する。

(具体的な方法)

- 従業員間の距離を確保（1m以上確保できる配置とする）
 従業員間をアクリル板等で遮蔽（サイズ：人の頭より高い）
 同時に取次業務を行わないよう徹底する
 その他（ ）

(事務室・休憩スペース・更衣室) ※いずれかにチェック

- 従業員用の控室（事務室・休憩スペース・更衣室）はない。
 控室がある場合は、以下のような対応を実施する。 ※黒丸はいずれも必須
- 飲食時以外はマスクを着用する
 ● 一度に使用する人数を制限（一度の使用人数 人）
 ● 従業員同士のフィジカルディスタンスを確保（1m以上間隔を確保するかアクリル板等で遮蔽）
 ● 対面での食事や会話を避ける。
 ● 大声での会話は禁止する。
 ● 使用時は換気を行う。
 室内のドア・窓を開放（開放箇所、頻度 時間に 回／常時／その他）
 ◆換気の頻度は30分に1回以上、5分程度の開放が必要
 換気扇を稼働（換気扇台数 台、 台）※部屋ごとに記載
 サーキュレーターを設置して稼働（サーキュレーター 台）
 CO₂センサーを設置して二酸化炭素濃度1000ppmを超えないことを確認
 その他（ ）
- 従業員間で共用する物品を定期的に消毒する。
 （共有する物品： 机 椅子 ポット ドアノブ
 その他（ ））
 （消毒頻度： ）
 （消毒液：成分 濃度 ）

(制服)

- 勤務中に着用する制服等の衣服は当該日業務終了後など定期的に洗濯する。
 定期的な洗濯の頻度（例：業務終了後に毎回）（ ）

(動線の分離)

- 取引業者や従業員の出入りと生徒との動線は可能な限り分離する。

(具体的な方法)

- 裏口を使用 営業開始前後に行う
 その他（ ）

(従業員のトイレ)

- 従業員は従業員用トイレを使用する。
 （トイレは共有の場合）トイレ使用後の手洗いを徹底する。

(感染予防対策の共有)

- 事業者が実施する感染予防対策について、従業員に周知し実行する。
(具体的な方法：)

4. 学習塾・各種教室での感染拡大予防対策

(1) 講義の際の感染対策

(生徒間のフィジカルディスタンス)

- 講義中の生徒同士のフィジカルディスタンスを確保する。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - 1名ごとの間隔を空けて、1m以上確保できるように配置する。
 - テーブル間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
 - その他 ()

(講師とのフィジカルディスタンス)

- 講義中の講師と生徒同士のフィジカルディスタンスを確保する。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - 講師と生徒は講義中常時マスク着用とし、間隔を2m以上確保できるように配置する。
 - 講師と生徒間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
 - その他 ()

(講義中のフィジカルディスタンス)

- 講師や生徒同士が講義中に移動し至近距離で会話しないうこととする。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - 移動を伴わない講義内容に変更する。
 - 講師が生徒に近づく際は、フィジカルディスタンスを確保した位置で行う。(1m以上確保)
 - グループ形式等、当初の講義形式から変更した場合も、講師及び生徒間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
 - その他 ()

(教材等)

- 教材等は講師及び生徒間での共有は行わないようにする。
※やむを得ず共有する場合は以下の対策を行う。
 - 共有して使用する前後で生徒及び講師は手指消毒を徹底する。

(拭き取り清掃・消毒)

- 生徒が触れる備品・部分は生徒1名が使用の都度、拭き取り及び消毒液による消毒をする。
(消毒する箇所)
 - 講義机 講義椅子 貸出し筆記用具 貸出しタブレット
 - 配布教材 (使用の都度回収するものに限る) その他 ()

(講義)

- 講師は講義中の大声での発声を控える。
- 講義内容が生徒の発声を伴う場合は、大声での発声は行わないよう生徒に要請する。

(2) 休憩時間中の感染対策

(会話)

- 休憩中に生徒同士が会話をする際は、必ずマスクを着用し、フィジカルディスタンス(1m以上)を確保して行うよう要請する。

(休憩中の飲食)

※ 休憩中の飲食は、飲食スペースを決めて行うこととし、教室での飲食は行わないことが望ましい。

- 休憩中に飲食を行う場合は以下の対策を行う。 ※黒丸はいずれも必須
(具体的な方法) ※黒丸は必須
 - 食事中も会話する際はマスク着用 (掲示 口頭案内 その他 ())
 - 飲食時は大声は控えるよう要請 (掲示 口頭案内 その他 ())
 - フィジカルディスタンスの確保
 - テーブル上にアクリル板等を設置して遮蔽 (サイズ: 人の頭より高い)
 - 対面のならない配席として、生徒同士の距離を1m以上確保
 - その他 ()
 - 換気の徹底
 - 室内のドア・窓を開放 (開放箇所、頻度、時間に 回/常時/その他)
 - ◆換気の頻度は30分に1回以上、5分程度の開放が必要
 - 換気扇を稼働 (換気扇台数、台) ※部屋ごとに記載
 - ◆換気量は所内の滞在人数(従業員含む)1人につき毎時30m³以上を確保
 - サーキュレーターを設置して稼働 (サーキュレーター 台)
 - CO₂センサーを設置して二酸化炭素濃度1000ppmを超えないことを確認
 - その他 ()
 - その他 ()

- 休憩や講義終了後の退室の際は、出入口で生徒が密にならないように誘導する。

(具体的な方法) ※実施しているものにチェック

- 座席エリアによる退場順番案内 シール等で立ち位置を示す
- 注意喚起の案内表示 出口を分散する その他 ()

5. その他施設ごとの感染拡大予防対策

(施設の業態に応じた感染拡大対策)

(自由記載)

【例】

- ・オンライン授業の実施